

外食厚基発第 7 号

平成23年3月30日

事業主様

外食産業ジェフ厚生年金基金

理事長 櫻田 厚

## 東北地方太平洋沖地震に伴う当基金の掛金の納付期限の延長等について

このたびの東北地方太平洋沖地震における被災者の皆様にお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

また、事業主の皆様におかれましては、当厚生年金基金の事業運営につきまして、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省より「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」が告示されたことに伴い、当基金の掛金等について下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 掛金等の納付期限の延長について

##### (1) 納付期限の延長の対象となる地域について

掛金等の納付期限の延長の対象となる地域（以下、指定地域という。）は、次のとおりです。

この地域に当厚生年金基金の適用事業所として所在地を有する設立事業所が対象となります。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

##### (2) 延長後の納付期限について

延長後の納付期限につきましては、「災害がやんだ日」として当厚生年金基金が定める日から2ヶ月以内の日となりますが、この延長措置後の納付期日につきましては、別途、災害の復旧状況等を踏まえお知らせします。

##### (3) 納付期限の延長の対象となる掛金等について

納付期限の延長となる掛金等については、災害の発生した日（平成23年3月11日）から延長後の納付期限の前日までの間に納付期限が到来する掛金等です。

#### 2. 掛金等の納付の猶予について

(1) 指定地域に所在地がない設立事業所であっても災害により、事業主がその財産につき相当な損失を受けたときは、災害が発生した日以降に納付期限が到来する

掛金等について、事業主の申請に基づき、その掛金等の納付を「納付期限」から1年以内に限り猶予できます。

- (2) 前記1の、延長後の納付期限内に掛金等を納付することができないと認められるときは、納付者の申請に基づき、その掛金等の納付を「延長後の納付期限」から更に1年以内に限り猶予することができます。
- (3) 申請書の記載事項、申請書等の具体的な取扱いにつきましては、別添の「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領」に準じて取り扱うことと致しております。

従って、同要領中の(4)の申請書の宛先は、小職(外食産業ジェフ厚生年金基金理事長)となること、又、提出先は当基金宛となります。

なお、「納付の猶予」の措置に係る、要件、猶予の基準等が厚生年金保険料と同一であることから、当基金への申請に当たっては、添付書類の簡素化(省略)等の観点から、年金事務所(厚生労働大臣)へ申請され、「厚生年金保険料等の納付の猶予許可通知書」が交付された後に、申請書に当該「写」を添付のうえ申請してください。

### 3. 被災加入員等への「被災見舞金(被災弔慰金)」(仮称)給付を検討しております。

今回の震災が、かつてない未曾有の事態であることから、加入員等が亡くなった場合には、現行の給付規程の対象とはなっていない者についても、見舞金(弔慰金)として給付ができないか検討を急いでおります。

対象となる方、請求方法等詳細が決定され次第、改めてお知らせいたします。

### 4. その他

#### (1) 年金受給者の対応

- ・現況届の提出期限(誕生月の末日)を延長します。  
(延長期限は、別途お知らせします。)
- ・年金裁定請求書への添付書類の簡素化。  
(当基金の保有している情報で確認できるものは、添付しなくても裁定します。)
- ・年金給付、一時金給付の受給権を有する者の死亡届出期限を延長します。  
(当該届出期限は死亡後10日以内となっておりますが、平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に届出期限が到来するものは、6月30日まで延長します。)

※ 本件についてご不明な点がございましたら、当厚生年金基金 総務課までお問い合わせください。

外食産業ジェフ厚生年金基金  
総務課 TEL 03(5403)1061(代)